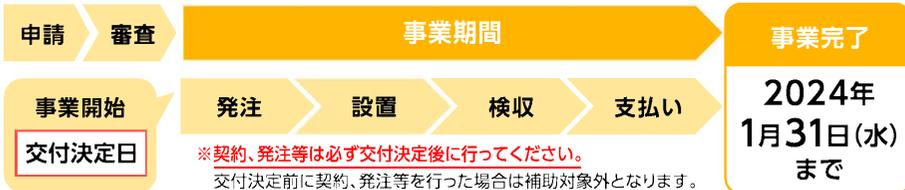


全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2023年5月25日(木)～6月30日(金)
交付決定	2023年8月下旬
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで



留意事項

- 当資料は二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

㊦ 指定設備導入事業

ナビダイヤル **0570-008-726**
[IP電話からのお問い合わせ] **042-204-1710**

㊧ エネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

二次公募

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

(㊦、㊧)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策
〔「指定設備」「EMS機器」の導入〕を支援します。

省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分A～Dがありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。



A、B、Dの申請

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金



省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。

C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金



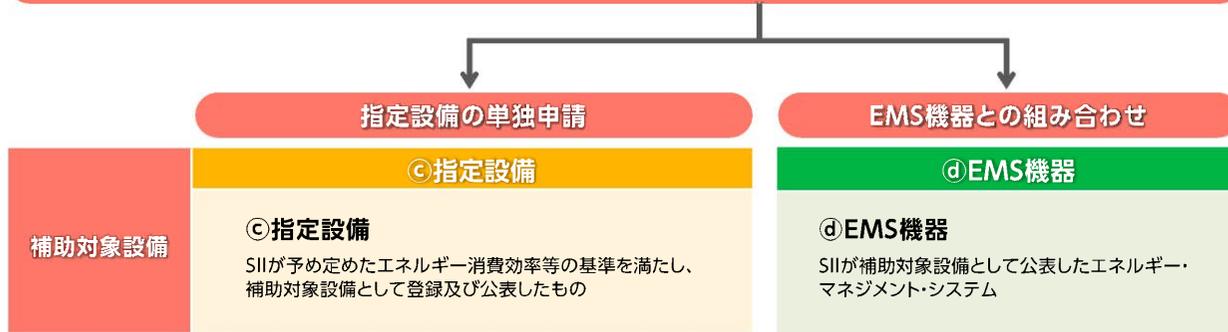
省エネルギー投資促進支援事業費補助金
(㊦、㊧)の公募要領をご確認ください。
※㊦は、㊦を組み合わせた場合のみ対象

事業の概略については中面をご覧ください。➡

㊦、㊧と㊦を組み合わせる場合は、各補助金に申請してください。

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

導入予定の設備が◎指定設備に該当するか確認し、単独申請、または④EMS機器を組み合わせず計画を立てる。



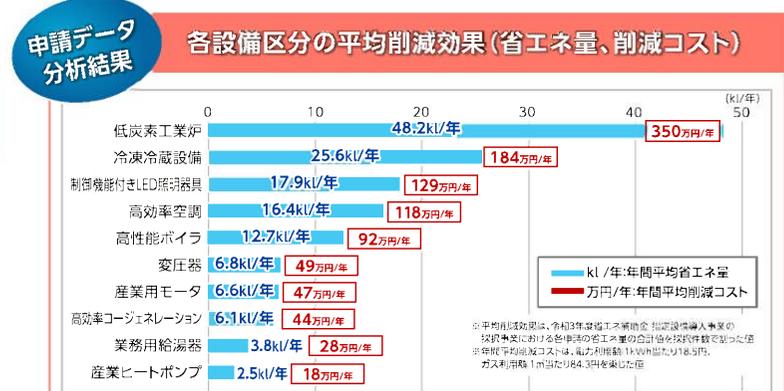
補助対象設備	◎指定設備 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表したもの
事業区分	◎指定設備導入事業
申請要件	<p>◎指定設備導入事業 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業</p> <p>ユーティリティ設備</p> <p>① 高効率空調 (業務・産業用空調エアコン等) ② 産業ヒートポンプ ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ</p> <p>⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器</p> <p>⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ ⑩ 制御機能付きLED照明器具</p> <p>生産設備</p> <p>① 工作機械 ② プラスチック加工機械 ③ プレス機械 ④ 印刷機械 ⑤ ダイカストマシン</p> <p>上記①～⑩に該当しないその他SIIが認めた高性能な設備として指定した設備も対象となる。</p>
補助対象経費	設備費
補助率	中小企業者等※2 大企業※3、その他※4
補助金限度額	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体 ※複数年度事業は対象外

補助対象設備	④EMS機器 SIIが補助対象設備として公表したエネルギー・マネジメント・システム
事業区分	◎エネルギー需要最適化対策事業
申請要件	<p>◎エネルギー需要最適化対策事業 ◎指定設備導入事業に加えて、SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図り、申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を満たす事業</p>
補助対象経費	設計費、設備費、工事費
補助率	1/2以内 1/3以内
補助金限度額	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業は対象外

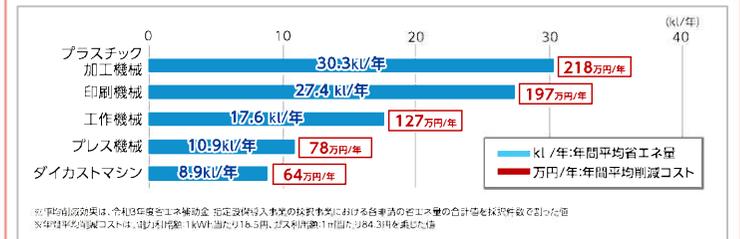
◎エネルギー需要最適化対策事業との組み合わせについて

◎指定設備導入事業に、◎エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、エネルギー需要最適化対策事業の単独申請は対象外です。

◎指定設備導入事業 + ◎エネルギー需要最適化対策事業



全業種で横断的に使われるユーティリティ設備では、設備特性や事業所で使用する平均台数から、多くの熱量が必要な工業炉、365日24時間稼働が必要な冷凍冷蔵設備、事業所に欠かせない照明や空調、熱供給の汎用設備であるボイラの順で、エネルギー消費効率の高い設備に更新した場合の省エネ効果が大きく、エネルギーコストの上昇に抑制効果が発揮されます。



生産設備では、射出成型機等のプラスチック加工機械、印刷機械、工作機械の順で削減効果があります。待機電力の削減や、サイクルタイムの向上等による高効率化を図ることで、エネルギーコストの削減に大きく寄与します。

※1 ◎エネルギー需要最適化対策事業を含む申請は投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kWh以上の事業であること。[エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場]と[中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む]は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている◎指定設備または④EMS機器を導入する事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果等を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(二次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和4年定期報告書」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和4年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要単位数評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク目標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人を超える法人。